

調査の概要

調査の目的

全国イノベーション調査は、科学技術・イノベーション政策に関する OECD（経済協力開発機構）を中心とした国際的な協調のもと、企業のイノベーション活動の実態や動向を調査し、科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進及び評価に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

調査の根拠：統計調査

全国イノベーション調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいて実施される政府の統計調査です。単なるアンケート調査ではありません。

国内における政策上の背景並びに政策及び政策研究上での利用

我が国では、科学技術基本法（平成 7 年法律第 130 号）等に基づき、科学技術の振興により経済社会の発展等に寄与することがめざされています。2020 年 6 月に法律が改正され、2021 年 4 月より科学技術・イノベーション基本法と改称されるとともに、振興の範囲が拡大されて、科学技術・イノベーション創出の振興として推進されます。

また、従来より、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、科学技術・イノベーション創出の活性化を図るさまざまな施策等が実施されてきています。

そして、これらの法律において、民間事業者に対しても、大学等との積極的な連携や研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出等といった役割や、研究者等や新たな事業の創出を行う人材の適切な処遇の確保への期待が示されています。

以上のことを背景として、統計結果は、科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進及び評価に際して利用されるほか、科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進及び評価に資する政策研究や、国のイノベーション・システムをより良い機能させることをめざした政策研究における基盤的データとしても活用しています。

このように、全国的な政策を企画、立案、推進及び評価する上において重要な統計です。

国際的利用

我が国における企業部門のイノベーションの状況を示すものとして、国際的にも利用されています。

この調査からの結果は、企業部門におけるイノベーションの状況についての国際比較可能な指標における我が国のデータともなっています。これまでの調査結果に基づいた国際比較可能なイノベーション指標は、たとえば、OECD（経済協力開発機構）のサイト（英語のみ）からも利用可能となっています。

このように、国際機関により作成が求められている統計であり、かつ国際比較を行う上において重要な統計に該当するものです。

国内における民間等による利用

企業を対象とする統計調査であることから、各企業自体における企業戦略等に係る意思決定や、業界団体等における戦略策定等に利用されることが期待されます。

国のイノベーション・システムに関するより良い理解のための学術研究における基盤的データとしても利用されることが見込まれます。

このように、民間における意思決定や研究活動のためにも利用されると見込まれる統計です。

回答された情報・データの適正な管理

統計法に従って、調査は実施され、回答いただいた情報・データについても適用されます。回答いただいた情報・データについては適正な管理がなされて利用制限がなされるほか、これらの情報・データを扱う者には守秘義務等が課されます。

回答いただいた企業個別の情報がそのまま、企業名がわかる形で利用されることはありません。ありのままについて御記入ください。

調査対象

全国に所在する、以下の経済活動（産業）に分類されている従業者数 10 人以上を有する株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社が対象となります：

農業、林業；漁業；鉱業、採石業、砂利採取業；建設業；製造業；電気・ガス・熱供給・水道業；情報通信業；運輸業、郵便業；卸売業、小売業；金融業、保険業；不動産業、物品賃貸業；学術研究、専門・技術サービス業；宿泊業、飲食サービス業；生活関連サービス業、娯楽業；サービス業（他に分類されないもの）。

選定方法

総務省統計局が保有する経済統計の基盤（ビジネス・レジスター）として整備・運用されている「事業所母集団データベース」に基づき、公表されている法人に関する最新情報もさらに参照して選定しております。

国全体としての政府統計に係る負担の軽減に留意しつつ、統計の品質を確保する観点から、所定の調査方法論に基づき、経済活動（産業）別に細かく区分して対象を無作為に選定しており、一定規模以上の従業者数を有する会社についてはすべて、回答をお願いしております。

回答方法

調査票は郵送で配布し、回答はオンライン回答システムへの記入（インターネットによる回答）又は記入済みの調査票の郵便による返送によるものとしています。

オンライン回答の運用に際しては、全ての調査対象企業に対して専用の ID 及びパスワードを付与するなどしてセキュリティ対策を行っています。

一部業務の委託

民間事業者である株式会社サーベイリサーチセンターには、オンライン回答システムの運用を含む調査票の回収及び督促、回収した調査票に記入されたデータ入力等といった調査に係る一部の業務について委託しております。なお、当該民間事業者にも守秘義務が課されています。安心して御回答ください。

調査の沿革

全国イノベーション調査は、科学技術政策研究所（現 科学技術・学術政策研究所）が調査主体となり、2003 年に初めて実施されました。これ以降、2009 年、2013 年、2015 年、2018 年実施の調査を経て、今般の 2020 年調査に至っています。なお、2020 年調査からは、政策の推進を踏まえた国全体における状況をより適時に把握することができるようにするために、2 年周期での実施となっています。

調査方法論やイノベーションに関する定義等は、我が国からも専門家が参画して OECD と Eurostat（欧州委員会統計総局）により合同で策定されたイノベーションに関するデータの収集、報告及び利用のためのガイドライン『オスロ・マニュアル (Oslo Manual)』に準拠してきています。2020 年調査は、現行の『オスロ・マニュアル 2018 (Oslo Manual 2018)』に準拠しています。世界各国においても、同様にこの『オスロ・マニュアル』に基づく調査を実施しており、とくに、多くの国々からなる EU（欧州連合）加盟国等では、協調して「共同体イノベーション調査 (CIS: Community Innovation Survey)」として周期的（概ね 2 年ごと）に実施しています。そこで、国際比較可能な調査結果を得るために、共同体イノベーション調査における調査方法論及び基準調査票も踏まえて、我が国の全国イノベーション調査を設計しています。

統計調査結果の公表

「全国イノベーション調査」の結果は報告書として公表しており、科学技術・学術政策研究所の「全国イノベーション調査」のサイト (<https://www.nistep.go.jp/research/rd-and-innovation/national-innovation-survey>) からダウンロードすることができます。

統計表は、e-Stat のサイト (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400503>) を通じてファイルをダウンロードすることができます。

国際機関における調査結果の利用・公表

企業におけるイノベーションの状況に関する我が国に係るデータとして、国際機関である OECD において利用・公表されています。

イノベーション指標として、専用サイト (<https://www.oecd.org/innovation/inno/inno-stats.htm>) から他国とも比較可能なものとして利用可能です。

また、これに基づき、OECD、EU の欧州委員会、国際連合の一機関である UNESCO（ユネスコ）等による報告書等にも利用され公表されています。

調査実施主体

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 第 1 研究グループ

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号 中央合同庁舎第 7 号館東館 16 階